嬉野市志田焼の里博物館 指定管理候補者選定協議報告書

令和7年10月16日

嬉野市指定管理者選定委員会 (産業振興部)

1. 経緯

嬉野市志田焼の里博物館の指定管理者の選定にあたり、嬉野市指定管理者選定委員会 (産業振興部)は応募団体から提出された提案書類の審査及び面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行った。

この度、審査が終了し、指定管理候補者を選定したので、ここに審査結果を報告する。

2. 選定委員会委員 (順不同)

委員長	中原 敏文	嬉野市商工会 事務局長
委 員	志田 誠	九州北部税理士会武雄支部
"	山口 史子	佐賀県茶業試験場 場長
"	早瀬 宏範	嬉野市 副市長
"	小野原 博	嬉野市 総合戦略推進部長

3. 募集及び委員会の経過

【募集経過】

令和7年8月8日 指定管理者募集開始

・市ホームページにて一般公募

募集要項等の配布開始

・配布方法 市ホームページからのダウンロード

令和7年9月4日 質問票提出期限

・1者から質問票提出

令和7年9月10日 質問への回答公表

市ホームページにて公表

令和7年9月18日 申請書提出期限

・1 者から申請書提出

令和7年9月19日 一次審査(書類審査)

令和7年9月24日 一次審査結果及び二次審査(面接審査)実施の通知

【委員会経過】

令和7年7月30日

- 第1回指定管理者選定委員会
 - (1) 指定管理者選定員委嘱状·辞令交付
 - (2) 委員長選出
 - (3) 本委員会の公開・非公開について
 - (4) 指定管理者の募集要項及び仕様書について
 - (5) 書類審査・面接(ヒアリング) について
 - (6) 今後のスケジュールについて

令和7年10月14日 第2回指定管理者選定委員会

- (1) 本委員会の公開・非公開について
- (2) 二次審査(面接審査)に係る事前説明
- (3) 各申請団体プレゼンテーション
- (4) 各申請団体ヒアリング
- (5) 採点·協議
- (6) 指定管理候補者決定

4. 審査について

1)審査にあたっての考え方

選定委員会では、「嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例」及び 「嬉野市志田焼の里博物館指定管理者募集要項」を基に、あらかじめ定めた評価項目及 び配点に従って、応募団体から提出された申請書類の審査及び面接審査(プレゼンテー ション及びヒアリング)により厳正な審査を行った。

今回、応募者が1者のみであったため、この1者が指定管理候補者として適当か否か について、審査を行った。また、指定管理者として適当とする最低基準点は、採点表に よる各委員の評価点数の合計の6割とした。

2) 応募資格

応募のあった団体について、募集要項に定める「申請者の資格」及び「欠格事項」へ の該当の有無等については、事務局より問題がないことの説明を受け、確認した。

嬉野市志田焼の里博物館指定管理者募集要項(抜粋)

1. 申請者の資格

申請者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、次に掲げる各 号の条件を満たし、かつ指定管理期間中、当該施設の利用促進を図り、安全かつ円 滑に管理運営を行うことのできる者とする。

- (1) 法人等の団体であること(法人格の有無は問わない)。
- (2) 管理運営にあたって、緊急時における迅速な連絡・対応体制が確保及び整備されていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人等でないこと。
- (5) 官公庁から指名停止措置を受けていないこと。
- (6)会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。

また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断されるものでないこと。

- (7)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (8) 市県民税、法人税、消費税等を滞納していないこと。

2. 共同企業体での申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等(共同企業体)での申請ができる。なお、この場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 共同企業体で申請する場合は、代表となる法人等を定めるとともに、「共同企業体構成表」と「共同企業体協定書」を提出すること。
- (2) 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできない。
- (3) 単独で申請した法人等は、共同企業体で申請する場合の構成団体となることはできない。
- (4) 共同企業体で申請した法人等は、申請から指定管理満了までの間における 代表となる法人等及び構成員の変更は原則として認めない。

3) 選定評価項目、配点

	配点	
利用者の平等利用の	適・否	
	経営基盤	10
管理運営体制	職員、人員配置	50
	安全対策、危機管理	20
	基本的方針	20
	事業計画の実現の可能性	10
運営方針	施設の維持、管理	20
	サービス向上・利用促進の取り組み	40
	経費縮減	30
	200	

4)申請者

名称:志田焼の里振興会

5)審査結果

嬉野市指定管理者選定委員会(産業振興部)において、厳正な審査を行った結果は、 下記のとおりとなり、嬉野市指定管理者選定委員会規則第3条第2項に基づき、当該施 設の管理を行う指定管理候補者として次のとおり選定した。

候補者: 志田焼の里振興会 746 点/1,000 点

5. 総評

申請者より提出された事業計画、プレゼンテーション及びヒアリング結果等を踏まえて選定委員 5 名が個別採点を行った結果、委員全体の合計点は、最低基準点である 600 点を超えており、これまでの指定管理運営実績も含め、安定的な運営ができる評価となった。